

職員のための仕事と生活の両立応援プラン

【徳島市特定事業主行動計画・障害者活躍推進計画】

特定事業主行動計画及び障害者活躍推進計画とは、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法及び障害者雇用促進法に基づき、男女が共に子育て等の生活と仕事を両立し、様々な立場の職員がお互いに尊重し合い持てる能力を最大限に発揮できる職場になるよう、各任命権者が連名で策定した行動計画です。

1 計画期間

令和7年4月1日～令和17年3月31日（前期計画：令和7年4月1日～令和12年3月31日）

2 取組内容

◆育児に伴う休暇（※）の取得促進

※「出産支援休暇Ⅰ（付添い）」と「出産支援休暇Ⅱ（育児参加）」の総称

◆育児休業等を取得しやすい環境整備

◆年次休暇の取得促進

◆子の看護や父母等の介護のための休暇の取得の促進

◆ワークライフバランスを考慮した時間外勤務の縮減

◆職員の採用や確保・キャリア形成の支援

◆育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援、子育て等をする職員に対する配慮

◆障がい者の活躍を推進する体制整備

◆障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出・キャリア形成

◆障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

◆ハラスメントの防止

3 数値目標

計画期間内に次の目標を達成することを目指します。

◆育児に伴う休暇の合計日数 ⇒ 平均5日以上

男性職員の出産支援休暇Ⅰ（付添い）は3日、出産支援休暇Ⅱ（育児参加）は5日取得することができます。

配偶者が妊娠している職員は積極的に活用し、配偶者を支援しましょう。

◆男性職員の育児休業取得率 ⇒ 85%（2週間以上の取得）

出産後の女性には心身両面の負担がかかります。男性職員は配偶者の就労状況にかかわらず、原則2回まで取得できます。また、別に子の出生日から57日間以内に育児休業を2回まで取得することができます（産後パパ育休）ので、積極的に活用しましょう。

◆年次休暇取得日数 ⇒ 17日以上

令和5年に取得した年次休暇と比較し、1人当たり2日以上多く取得すれば目標を達成できます。

また、法律により年5日（1日単位又は半日単位）以上の年次休暇を取得する必要があります。

◆時間外勤務の年間時間数 ⇒ ○企業局を除いた部局の職員 88時間以下

○企業局の職員

上下水道局

34時間以下

交通局

33時間以下

病院局（医師以外）

154時間以下

◆管理職職員（課長補佐以上）における女性職員の割合 ⇒ 30%以上

組織全体で職員のキャリア形成支援を行い、仕事へのモチベーションや昇任意欲等を高めるとともに、様々な職務機会を付与するよう努めます。

◆障がい者の雇用率 ⇒ 計画期間内に、法定雇用率以上の雇用を目指す

障がいのある全ての職員がいきいきと活躍できるように、体制整備や各種取組を推進します。

4 計画の推進体制

各部署の人事担当者や職員の代表、障害者雇用推進者などで組織する「徳島市特定事業主行動計画策定・実施委員会」において、毎年度行動計画の実施状況を把握・検討し、その結果を以後の対策や計画の見直しに反映させていきます。なお、この委員会は障害者活躍推進計画の進捗確認を行う「障害者活躍推進チーム」を兼ねています。

また、年に1回取組状況や目標に対する実績等をホームページで公表します。

5 各種相談窓口

○休暇等職員の勤務環境に関する相談 ※公平委員会には事務局がないため、人事課扱いとします。

対象職員	相談窓口	連絡先
(1) 市長部局の職員		
ア 保育所・認定こども園に勤務する職員	子ども保育課指導係	621-5195
イ ア以外の職員	人事課	621-5023
(2) 議会事務局の職員	議会事務局庶務課	621-5115
(3) 選挙管理委員会事務局の職員	選挙管理委員会事務局	621-5374
(4) 監査事務局の職員	監査事務局	621-5383
(5) 教育委員会の職員		
ア 教育委員会事務局の職員	教育総務課	621-5405
イ 学校の市費負担教職員	学校教育課管理係	621-5413
ウ 学校の県費負担教職員	学校教育課指導係	621-5412
エ 学校を除く教育機関の職員	教育総務課	621-5405
(6) 公平委員会の職員	人事課（※）	621-5023
(7) 農業委員会事務局の職員	農業委員会事務局	621-5394
(8) 消防局の職員	消防局総務課	656-1191
(9) 上下水道局の職員	上下水道局総務課	623-2091
(10) 交通局の職員	交通局総務課	623-2151
(11) 病院局の職員	病院局総務管理課	622-9323

○ハラスメント苦情相談窓口

1 専門相談員（外部相談窓口）

(1)担当者	ハラスメントに関する専門的な知識を持つ外部相談員（職員以外）
(2)相談方法	電話・面談・電子メール
(3)相談時間	午前10時～午後7時 （12月29日～1月3日を除く）
(4)連絡先	電話 0800-111-0308
	Eメールアドレス seap@workway.co.jp

2 一般相談員（内部相談窓口）

(1)担当者等	人事課人事担当係長	621-5023
	職員厚生課健康相談室担当係長（保健師）	621-5428
	教育総務課保健師	621-5405
	学校教育課指導主事（男女各1人）	621-5412
	上下水道局総務課総務係長、総務課の女性職員	623-2090
	上下水道局総務課職員係長	623-2091
(2)相談方法	電話・面談・文書・電子メール	
	※電子メールは上下水道局不可	
(3)相談時間	午前8時30分～午後5時 （土曜日、日曜日及び休日を除く）	
(4)連絡先	電話 「(1)担当者等」欄のとおり	
	Eメールアドレス shokuba_sodan@city-tokushima.i-tokushima.jp	
(4)連絡先	Eメールアドレス（交通局）	
	so.kotsu.city.toku@siren.ocn.ne.jp	

【職員のための仕事と生活の両立
応援プラン】をチェック！
（徳島市HP QRコード）



こちらから
アクセス！

○障がいのある職員の職業・生活の相談及び職場で支援にあたる管理監督者の相談

対象職員	相談窓口	連絡先
(1) 市長部局及び(2)(3)(4)(5)以外の所属職員	人事課	621-5023
(2) 教育委員会の職員		
ア 教育委員会事務局の職員	教育総務課	621-5405
イ 学校の市費負担教職員	学校教育課	621-5413
ウ 学校を除く教育機関の職員	教育総務課	621-5405
※ 教育委員会の県費教職員及び市立高等学校教員については徳島県教育委員会が策定した徳島県教育委員会障がい者活躍推進計画の内容に準ずるものとします。		
(3) 上下水道局の職員	上下水道局総務課	623-2091
(4) 交通局の職員	交通局総務課	623-2151
(5) 病院局の職員	病院局総務管理課	622-9323